

特定自主検査実施状況報告書様式について

1. 報告書の様式

別紙1「特定自主検査実施状況報告書」（様式第7号の6）に別紙2「検査事務所別 特定自主検査実施状況」を必ず添付してください。

報告書の様式は、法令様式とは若干異なりますが、別紙1、別紙2とも厚生労働省から示されたものです。なお、別紙2は検査事務所ごとの実施状況を把握するためのものです。

2. 報告書記入時の留意事項

- ① 報告書の記入に当たっては検査業者として行った特定自主検査実施状況のみ報告してください。

事業内（自社で行った）検査実施状況については当該報告の対象ではないので報告の必要はありません。

- ② 報告書の記入に当たっては、別紙1、別紙2とも「備考」欄の注意事項をよく読んで記入してください。特に、別紙2の記入に当たっては、[別紙2の記入例]を参照してください。

- ③ 「特定自主検査を実施する者の数」の欄には、労働安全衛生法第54条の4の厚生労働省令で定める資格を有する者の令和7年4月1日現在の数を記入してください。

- ④ 「特定自主検査を行った機械等の数」の欄には、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に特定自主検査を行った機械の数を記入してください。

- ⑤ 別紙1の担当者の連絡先が住所欄の電話番号と異なる場合は、担当者の連絡先がわかるように別途記入してください。

- ⑥ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に大臣登録検査業者から都道府県労働局検査業者に変更した場合、又はその逆の場合がある検査業者につきましては各々の該当期間中の実施報告を厚生労働大臣又は都道府県労働局長へ報告してください。

- ⑦ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に大臣登録検査業の登録を廃止した場合であっても令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に特定自主検査を行った機械の数を記入し、またこの間、特定自主検査の実施がない場合はゼロと記入し報告してください。

- ⑧ 平成25年7月1日より解体用機械に3機種が追加されました。解体用機械の特定自主検査は、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着して両者を同時に検査する場合と特自検実施済みのベースマシンにアタッチメントを装着して検査をする場合がありますが、いずれの場合も実施台数としては、アタッチメントごとに1台と数えて、整地・運搬・掘削・積込み用及び解体用機械に合算した数を記入してください。

3. 提出部数

正本1部を提出し、その控えを貴社に保存しておいてください。副本をお送りいただいても返却はされません。

4. 報告書の提出先

都道府県労働局経由ではなく、直接、下記あて郵送にて提出してください。

○提出先 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

中央合同庁舎5号館

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課機械班 あて

電話 代 03-5253-1111 内線 5615

5. 報告期日 令和7年4月30日（水）まで（期限厳守）

特定自主検査実施状況報告書

登録番号	労 第 号	登録年月日	昭和・平成 令和 年 月 日
氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名			
住 所	郵便番号（ ）		電話（ ）
機 械 等 の 種 類	特 定 自 主 検 査 を 実 施 す る 者 の 数	特 定 自 主 検 査 を 行 っ た 機 械 等 の 数	
動 力 プ レ ス			
フ ォ ー ク リ フ ト			
不 整 地 運 搬 車			
車両系建設機械	整地・運搬・積込み用、 掘削用及び解体用		
	基礎工事用		
	締 固 め 用		
	コンクリート打設用		
高 所 作 業 車			
合 計			

令和 7年 月 日

報告者（名称及び代表者氏名）

厚生労働大臣 殿

（担当者の所属及び氏名）

備考

- この報告書は、別紙2「検査事務所別特定自主検査実施状況」を添付して、直接、厚生労働大臣あてに提出してください。
- 「機械等の種類」ごとに「特定自主検査を実施する者の数」及び「特定自主検査を行った機械等の数」を該当欄に記入すること。
- 「特定自主検査を実施する者の数」の欄には、労働安全衛生法第54条の4の厚生労働省令で定める資格を有する者の4月1日現在の数を記入すること。
- 「特定自主検査を行った機械等の数」の欄には、前年の4月1日から本年の3月31日までの間に特定自主検査を行った機械等の数を記入すること。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別紙 2

検査事務所別特定自主検査実施状況

登録番号	労働号		氏名又は名称																	
検査事務所の名称	所在地 (都道府県)	郵便番号	特定自主検査を実施する者の数							特定自主検査を行った機械等の数										
		電話番号	動力 プレス	フォーク クリフト	不整地 運搬車	車両系建設機械				高所 作業車	動力 プレス	フォーク クリフト	不整地 運搬車	車両系建設機械				高所 作業車		
						整地等	基礎工 事用	締固め 用	コンク リート 打設用					整地等	基礎工 事用	締固め 用	コンク リート 打設用			
		〒 TEL																		
		〒 TEL																		
		〒 TEL																		
		〒 TEL																		
		〒 TEL																		
		〒 TEL																		
		〒 TEL																		
		〒 TEL																		
合計																				

- 備考
- この報告書は、別紙1 [様式第7号の6「特定自主検査実施状況報告書」] に添付して提出してください。
 - 「検査事務所の名称」欄には、特定自主検査を行うすべての検査事務所の名称を、別添「記入例」を参照して記入すること。
 - 「車両系建設機械」の「整地等」欄には、「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）」に係る数を記入すること。
 - 「合計」欄の数字と別紙1様式第7号の6「特定自主検査実施状況報告書」の各該当欄の数字とが一致していることを確認すること。
 - 郵便番号は、新郵便番号を記入すること。
 - 「※」欄には、記入しないこと。

登録番号		労 第 号		氏 名 又 は 名 称																		
検査事務所 の 名 称	所 在 地 (都道府県) ※	郵便番号 電 話 番 号	特定自主検査を実施する者の数							特定自主検査を行った機械等の数												
			動力 プレス	フォーク クリフト	不整地 運搬車	車両系建設機械				高 所 作業車	動力 プレス	フォーク クリフト	不整地 運搬車	車両系建設機械				高 所 作業車				
						整地等	基礎工 事 用	締固め 用	コンク リート 打設用					整地等	基礎工 事 用	締固め 用	コンク リート 打設用					
品川支店	東京	〒000-0000 Tel 00-0000-0000		5	5	5	5	5	2	2		5	5	5	4	3	2	5	3	6		
立川支店	東京	〒000-0000 Tel 00-0000-0000		4	5	5						6	7	1	5	1						
練馬支店	東京	〒000-0000 Tel 00-0000-0000	5	6	6	6					4	1	7	1	6	5						
多摩支店	東京	〒000-0000 Tel 00-0000-0000		9	15	15	12	12	4	4		9	8	5	7	5	8	8	9	3	8	12
千葉支店	千葉	〒000-0000 Tel 00-0000-0000		7	5	5	5	5	2	2		6	3	5	6	8	3	4	5	9	3	7
習志野支店	千葉	〒000-0000 Tel 00-0000-0000		3	4	4						4	5	3	6	0						
大宮支店	埼玉	〒000-0000 Tel 00-0000-0000	3	6	8	8	5	5	3	3	1	5	5	4	7	2	4	5	3	2	4	8
熊谷支店	埼玉	〒000-0000 Tel 00-0000-0000		3	3	3						3	6	6	2	4						
横浜支店	神奈川	〒000-0000 Tel 00-0000-0000		7	6	6	6	6	3	3		8	6	10	5	4	7	3	6	6	6	10
相模支店	神奈川	〒000-0000 Tel 00-0000-0000	8	4	5	5						5	9	7	4	6						
合 計			16	54	62	62	33	33	14	14	56	634	47	558	265	281	24	43				

- | | |
|--------|--|
| 備
考 | <ol style="list-style-type: none"> 1. この報告書は、別紙1 [様式第7号の6「特定自主検査実施状況報告書」] に添付して提出してください。 2. 「検査事務所の名称」欄には、特定自主検査を行うすべての検査事務所の名称を、別添「記入例」を参照して記入すること。 3. 「車両系建設機械」の「整地等」欄には、「車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用）」に係る数を記入すること。 4. 「合計」欄の数字と別紙1様式第7号の6「特定自主検査実施状況報告書」の各該当欄の数字とが一致していることを確認すること。 5. 郵便番号は、新郵便番号を記入すること。 6. 「※」欄には、記入しないこと。 |
|--------|--|